

求人者・求職者の皆様へ

事業所名：フロンティア・ヒューマン株式会社 清水営業所
許可番号：22-ユ-300195

●取扱職種の範囲等 ・職種／全職種 ・地域／国内

●手数料に関する事項

・求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）の通りです。

| サービスの種類及び内容 | 手数料の額及び負担者 |
|---|---|
| 求人受理時の事務費用 | 0円（手数料負担者は無料とします） |
| 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 | 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就業後1年間に 支払われる賃金 の 30% （手数料負担者は「職業紹介先企業」とします） |
| 求人の受理後、求人者に対する専門的な相談・ 助言サービス 【職業紹介サービス】 | 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就業後1年間に 支払われる賃金 の 30% （手数料負担者は「職業紹介先企業」とします） |
| 特定の条件による特別の 求職者の開拓やそのための 調査・探索 | 着手金 0円・活動1日あたり 0円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就業後1年間に 支払われる賃金 の 30% （手数料負担者は「職業紹介先企業」とします） |
| 就職を容易にするための 求職者に対する専門的な 相談・助言 | 着手金 0円・相談・助言終了後 0円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就業後1年間に 支払われる賃金 の 30% （手数料負担者は「職業紹介先企業」とします） |

※求職者からは手数料は徴収いたしません。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先：職業紹介責任者 安達 洋介

連絡先：054-376-5717

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規定」に基づき、適正に取扱います。当事業所の「個人情報適正管理規定」は以下の通りです。

第1条 個人情報を取扱う事業所内の職員の範囲は管理部の社員とする。
個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 安達洋介 とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取扱う第1条に記載する事業所内の社員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。
また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。
さらに、これに基づき訂正（削除含む。以下同じ）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 安達洋介 とする。

●返戻金制度に関する事項

- ・当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。
詳細は別紙のとおりです。

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。

求人者及び求職者の皆様へ

フロンティア・ヒューマン株式会社 清水営業所
有料職業紹介事業許可番号 (22-ユ-300195)

有料職業紹介による手数料の返還について

当社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した人材が、入社辞退又は自己の都合により入社から6か月以内に離職した場合若しくは自己の責めに帰すべき事由により入社から6か月以内に解雇された場合、次の基準で紹介手数料を返還いたします。

(1) 返還率

入社日から退職日までの期間により以下のように定めます。

| 期間 | 返還率 |
|------------------|------------|
| 入社辞退、入社後1週間未満の場合 | 紹介手数料の100% |
| 入社後1か月未満の場合 | 紹介手数料の70% |
| 入社後3か月未満の場合 | 紹介手数料の20% |
| 入社後6か月未満の場合 | 紹介手数料の10% |

※別途、契約書や覚書等により取り決めがある場合は、その内容を優先します。

(2) 返還の免責

以下の項目に一つでも該当した場合は返還義務が免責とさせていただきます。

- ・労働条件に係る重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により、退職に至った場合
- ・就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）により、退職に至った場合
- ・人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合
- ・職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合
- ・事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
- ・天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり、退職に至った場合
- ・甲が当該等労働者の退職日より1か月以内に退職を証明できる書類を乙に提出しなかった場合
- ・その他、甲乙協議の上、返還の必要がないと判断された場合

(3) その他

以下の該当する場合は、上記の返還制度の例外となります。

- ・紹介予定派遣の場合
- ・派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として職業紹介した場合

以上